

文 教 委 員 会 資 料

所管事務の調査（報告）

学校給食費の収入状況と債権対策について

資料 学校給食費の収入状況と債権対策について

令和 6 年 8 月 2 2 日
教 育 委 員 会 事 務 局

学校給食費の収入状況と債権対策について

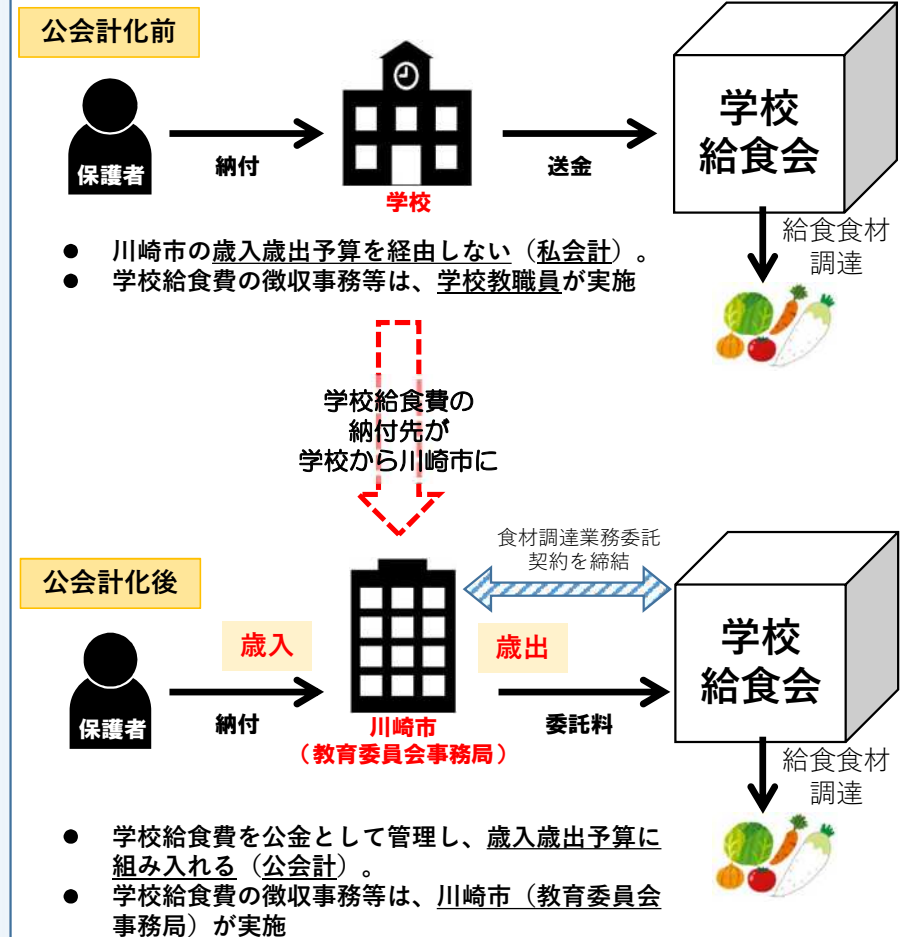
●学校給食費の公会計化

- ✓ 本市では、教職員の負担軽減を目的として、令和3年度から学校給食費について、本市の一般会計に組み入れる「公会計制度」を採用している。
- ✓ 公会計化後の学校給食費については、地方自治法や同施行令、川崎市学校給食費の管理に関する条例や同施行規則、川崎市債権管理条例や同規則などに基つき、川崎市が債権者として徴収・管理業務を行っている。

【参考 公会計化の背景】

- ・平成31年1月25日中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」
- ・平成31年3月18日文部科学省通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底」
- ⇒「学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」
- ・令和元年7月31日文部科学省初等中等教育局「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」
- ⇒「公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するためには、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切」

【公会計化前後の学校給食費の流れ】



学校給食費の収入状況と債権対策について

●令和5年度の収入状況及び債権対策の取組

✓ **令和5年度の収入率（現年度分）は、99.41%（前年度比+0.05%）**

- ・令和5年5月時点の喫食者数は、約11.2万人（児童生徒 約10.3万人、教職員等 約0.9万人）
- ・効率的・効果的な債権対策の取組を推進することにより、収入率の向上に努めている。

■収入状況の推移

（単位 千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年度分	調 定 額	5,479,600	5,519,813	5,531,607
	収 入 済 額	5,453,395	5,484,643	5,498,823
	収 入 未 済 額	26,205	35,170	32,784
	収 入 率	99.52%	99.36%	99.41%
滞納繰越分	調 定 額	-	26,174	48,808
	収 入 済 額	-	12,470	18,423
	収 入 未 済 額	-	13,704	30,385
	収 入 率	-	47.64%	37.75%
合計	調 定 額	5,479,600	5,545,987	5,580,415
	収 入 済 額	5,453,395	5,497,113	5,517,246
	収 入 未 済 額	26,205	48,874	63,169
	収 入 率	99.52%	99.12%	98.87%

■債権対策の取組

滞納発生の未然防止

◆保護者等に対する丁寧な周知

入学説明会等においてチラシを配布することで、納付額や納付手段（口座振替勧奨）、納期限等について周知

◆口座振替など納付環境の整備

確実な納付手段である口座振替の手続きを手軽に行うことができるよう、Web口座振替受付サイトを設置（口座振替登録率は約97%）

滞納債権の徴収強化

◆初期滞納者に対するショートメッセージサービス（SMS）を利用した納付勧奨の実施

デジタルツールの活用により、効率的な納付勧奨を実施

◆保護者の自宅を訪問しての催告の強化

現年度分の滞納が複数期にわたる家庭を優先して、滞納額が高額になる前に、保護者とのコンタクトを図る。

両輪として実施

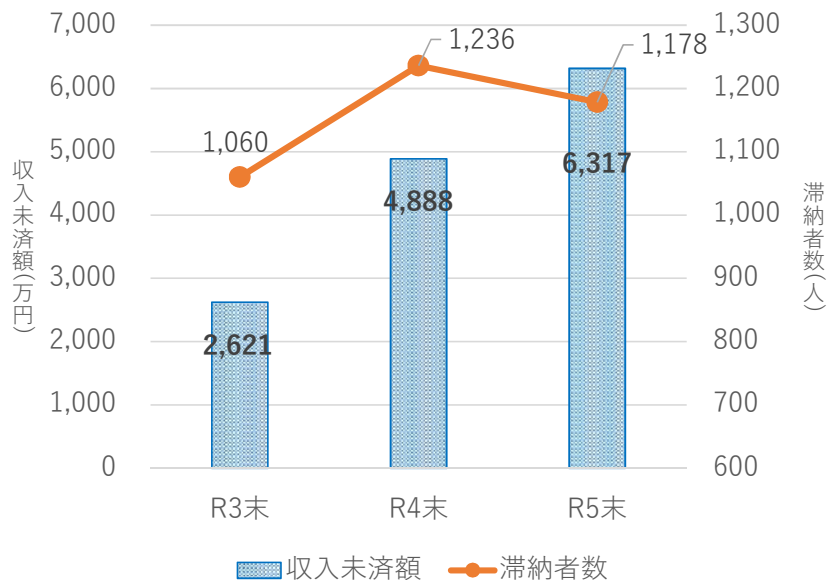
学校給食費の収入状況と債権対策について

●収入未済額の状況

✓ **令和5年度末時点での収入未済額は、約6,317万円（前年度比約+1,430万円）**

- ・収入未済額は、滞納の長期継続化、高額化によって、年々増加している。
- ・特に資力があるにもかかわらず滞納が長期継続化、高額化している世帯に対しては、学校給食費負担の公平性を担保するため、地方自治体として、債権の取立てに関して必要な措置を取る義務がある（地方自治法第240条第2項）。

■滞納者数と収入未済額の推移



■債権対策の流れ

◀文書 ▶電話等 ▶自宅訪問

●【納期限を過ぎても支払われない場合】

- ◀ 文書による督促
 - ・「学校給食費未納分の納入について」
 - ・「学校給食費督促状」等
- ▶ SMSによる納付勧奨
 - ・ショートメール配信
- ◀ 催告書送付
 - ・「学校給食費催告書」（年間4回）
- ▶ 電話による納付勧奨（夜間電話催告含む）
- ▶ 自宅への訪問による納付勧奨

＝【当該年度を過ぎても支払われない場合】

- ◀ 委託弁護士からの催告書送付
- ▶ 納付相談の受付
 - ・「滞納分学校給食費の債務承認及び納付誓約書」
 - ・「世帯状況等調書」徴取
- ▶ 自宅への訪問による納付勧奨

（継続対応）

【再三の催告にも応じない場合】

●債権対策による再三に渡る催告に応じず滞納が長期継続化、高額化する者に対しては、学校給食費負担の公平性を担保するため、債権の取立てに関して強制執行などの必要な措置を取る義務がある。

●学校給食費は私債権（自力執行権なし）であるため、強制執行を行うに当たり、裁判所が作成する文書（**債務名義**）を取得する必要がある。

法的措置（支払督促）の実施

（申立人の申立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払いを求める制度）

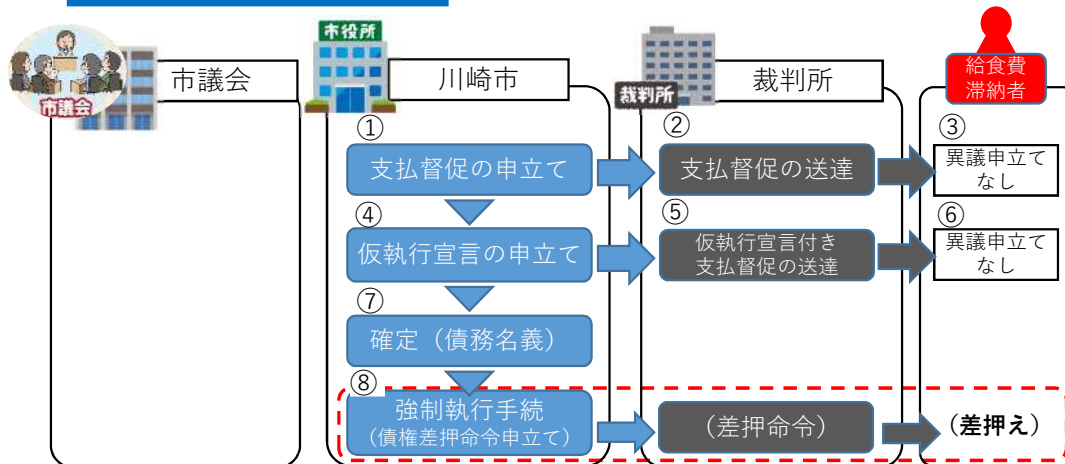
学校給食費の収入状況と債権対策について

●支払督促の申立てとは

- ・貸金、立替金などを相手方が支払わない場合、債権者の申立てのみに基づいて裁判所書記官が行う略式の手続
- ・実質的な審査はなく、**書類審査のみで裁判所書記官が「支払督促」を送達**
- ・**支払督促が確定すると、確定判決と同一の効力を有し、債務名義を取得する（強制執行が可能になる。）**。
- ・ただし、**相手方が異議を申し立てると訴訟手続に移行**

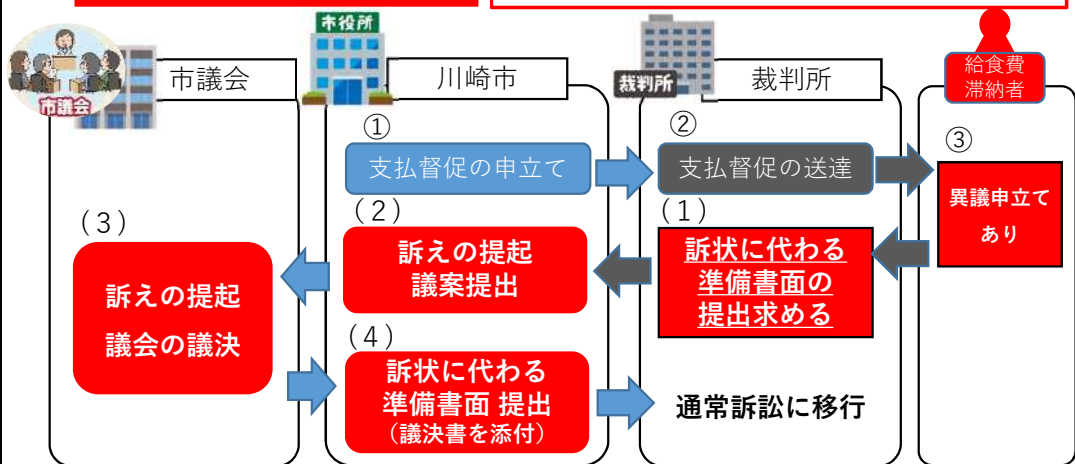
■学校給食費に関する支払督促手続の流れ

<異議申立てがない場合>



滞納者から異議申立てがなければ、裁判所の審理なく、概ね2か月程度で債務名義を取得し、強制執行の手続が可能となる（議決不要）。

<異議申立て※がある場合>



※異議申立ては、左図の②支払督促の送達時、⑤仮執行宣言付き支払督促の送達時の2回行う機会がある。下図は②の際に異議申立てがあった場合を示しているが、左図⑤の際に異議申立てがあった場合も同様に、通常訴訟に移行する。

支払督促の送達を受けて滞納者から異議申立てがあれば、通常訴訟に移行するため、訴えの提起に関して議会の議決が必要となる。

- ・令和6年度は、滞納額が高額な世帯から対象を選定し、支払督促の申立ての実施を予定している。
- ・令和7年度以降は、令和6年度の実施状況を踏まえ、対象者数を増やすなど、さらに対応を進める。